

## ネーミングライツスポンサー選定委員会設置要綱

## (設置の目的)

第1条 富山県〇〇〇〇（施設名）におけるネーミングライツ（施設命名権）について、スポンサーの選定、その他ネーミングライツの適正な運用に資するため、富山県〇〇〇〇（施設名）ネーミングライツスポンサー選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達するため、次に掲げる事項を審査し、これらに関して必要と認める事項を、〇〇部（局）長（施設を所管する部局長）に報告する。

(1) ネーミングライツスポンサー優先交渉権者の選定に関する事項

(2) 前号に定めるもののほか、ネーミングライツの運用に関し必要と認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、（外部有識者を含む）委員〇名で組織し、委員は、〇〇部（局）長が選任する。

2 審査対象となる企業・団体の役員（監査役を含む。）を務める者は、委員として委員会の会議（以下「会議」という。）に参加できない。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を総括する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。ただし、初回の会議は〇〇部（局）長が招集する。

2 会議は委員全員の出席がなければ開くことができない。ただし、委員全員の承諾がある場合は、書面により開催することができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明等を行わせることができる。

4 会議は、非公開とする。

## (委員の任期等)

第6条 委員の任期は、県がネーミングライツスポンサーと契約を締結するまでの期間とする。ただし、委員の同意を得て、これを延長又は短縮することができる。

2 委員が辞任したときは、これを補充することができる。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、〇〇課（導入施設を所管する所属）に置く。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。